

処分者一覧（令和8年4月15日現在）

◎厚生労働大臣による懲戒処分

■処分を受けた会員

支部 種別	氏名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡西 開業	緒方 里美	40070096 4011187	社会保険労務士緒方事務所 福岡市西区野方 2-44-2

（処分の内容）

1年の社会保険労務士の業務の停止（令和8年4月3日から1年）

（処分理由）

別紙のとおり。

氏 名 緒方 里美

登録番号 第 40070096 号

事務所名称 社会保険労務士緒方事務所

事務所所在地 福岡県福岡市西区野方2-44-2

所属社会保険労務士会 福岡県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和8年4月3日から1年)

処分理由 顧問契約先である株式会社A(以下「顧問先」という。)に係る雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)の支給申請業務に当たり、顧問先においては賃金台帳に当たる「月次給与個人別一覧」と、労働者の勤務状況が記録された「就業週報・月報」が作成されており、当該書類を毎月受領していたところ、当該書類においては「休業」が表示されない仕様であったため、便宜上「有休」という表示をしていたことから、年次有給休暇取得日と休業日を年次有給休暇の管理簿に当たる休暇願カードと突合することにより判別する必要があるという認識がありながらこれを行わず、事務員をして、全て「休業」とし、また、半日年次有給休暇を取得していた日を終日休業していたとする内容に改ざんした出勤簿を作成させ、当該改ざんした出勤簿に対応する賃金台帳を自ら作成するとともに、雇調金の支給申請書に、当該虚偽の出勤簿及び賃金台帳を基に計算した休業手当額を記載の上、当該虚偽の出勤簿及び賃金台帳を添付し、令和2年8月26日から令和5年1月18日(申請対象期間は令和2年3月21日から令和4年11月20日までの32月分)までの間、合計30回にわたり、自己の名義で福岡労働局長に対して提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

◎福岡県社会保険労務士会の処分

■処分者

支 部 種 別	氏 名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡南 開 業	長田 剛一	40050076 4011067	ナガタ社会保険労務事務所 福岡市南区花畑2-27-9-203
福岡東 勤 務	塚本 陽一	40090084 4021838	
福岡東 開 業	淵上 洋平	40150081 4011674	ちとせ労務管理事務所 福岡市東区香椎1-10-5-518

(処分をした年月日)

令和7年11月28日

(処分内容)

会員権停止（令和7年11月29日から1年）。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分理由)

令和5年度倫理研修の未受講に係る「会員権停止」処分を受けたにもかかわらず、令和6年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の処理を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分者

支 部 種 別	氏 名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡南 開 業	長田 剛一	40050076 4011067	ナガタ社会保険労務事務所 福岡市南区花畑2-27-9-203
福岡東 勤 務	塚本 陽一	40090084 4021838	
北九州 勤 務	佐野 直之	40080088 4022060	

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分内容)

会員権停止（令和6年11月29日から1年）。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分理由)

令和4年度倫理研修の未受講に係る「会員権停止」処分を受けたにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分者

支部種別	氏名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡東 開業	淵上 洋平	40150081 4011674	ちとせ労務管理事務所 福岡市東区香椎1-10-5-518

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分内容)

会員権停止（令和6年11月29日から1年）。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分理由)

令和4年度倫理研修の未受講に係る「訓告」処分を受けたにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分者

支部種別	氏名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡中央 勤務	豊島 博之	40010036 4021840	

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分内容)

訓告

(処分理由)

令和4年度倫理研修に係り、本会が福岡県社会保険労務士会会則第40条の5及び倫理研修規程第7条の指導を行ったにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第1号及び倫理研修規程第8条第1項第1号の「訓告」処分に該当する。